

答 申 第 1 7 号  
平成27年4月10日

多賀城市議会議長 板橋 恵一 殿

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第18条第1項に基づく諮問について（答申）

平成26年10月1日付け議会第369号による諮問について、以下のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

多賀城市議会（以下「実施機関」という。）が平成26年7月18日付け議会第266号及び同年8月8日付け議会第285号により行った公文書部分開示の決定は、相当である。

## 2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成26年7月7日に多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、東日本大震災調査特別委員会（第35回）の会議録及び資料と調整会議に係る一切を公開するよう請求した。
- (2) これに対し、実施機関は、第35回多賀城市議会東日本大震災調査特別委員会（以下「第35回特別委員会」という。）の資料及び会議録並びに第35回特別委員会に係る調整会議の資料及び会議録が請求対象文書に該当するとした上で、当時作成中であった第35回特別委員会の会議録については条例第12条第2項の規程により開示決定期間を延長する決定を行い、及び第35回特別委員会資料のうち企業信用調査報告書に関する部分（以下「当該報告書」という。）を条例第7条第1号の規定により非開示とし、その余の部分については開示する決定を平成26年7月18日に行った。
- (3) 実施機関は、第35回特別委員会の会議録中当該報告書に関する審議部分（以下「当該会議録」という。）を条例第7条第1号の規定により非開示とし、その余の部分については開示する決定を同年8月8日に行った。
- (4) 上記(2)及び(3)の公文書部分開示決定（以下「本件公文書部分開示決定」という。）に対し、不服申立人は、平成26年9月22日付けで異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は、平成26年10月1日付け議会第369号により、本件不服申立てに係る本件公文書部分開示決定の相当性について、当審査会に諮問した。
- (6) 当審査会は、本件諮問に対し、平成26年10月15日、同月30日、同年12月22日及び平成27年1月19日に会議を開催し、実施機関の職員からの意見陳述を受けるとともに、不服申立人及び実施機関から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、公文書部分開示決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。
- (7) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

### 3 不服申立人の主張

不服申立人は、異議申立書等において、おおむね次のように主張している。

#### (1) 条例第7条第1号の適用について

ア 条例第7条第1号は「法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により公にすることができないとされている情報」を非開示情報として規定している。実施機関は、非開示とした理由を「委員会の協議事項（ア）企業信用調査報告書の審議については、多賀城市議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）第19条に基づく秘密会として審議したため、多賀城市議会会議規則（以下「会議規則」という。）第81条の規定により非開示となります。」とし、当該報告書及び当該会議録の全てについて非開示としている。

イ 実施機関が条例第7条第1号により適用されるとした法令等の1つは、委員会条例第19条であり、同条では「委員会は、議決で秘密会とすることができる。」と規定されている。

ウ 実施機関が条例第7条第1号により適用されるとした法令等のもう1つは、会議規則第81条である。同条第1項は「秘密会の議事の記録は、公表しない。」と規定し、同条第2項は「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他にもらしてはならない。」と規定している。

#### (2) 本件公文書部分開示決定の問題について

ア 実施機関は、上記(1)アに記載した非開示理由により、本件公文書開示請求に対して本件公文書部分開示決定を行った。ただし、本件公文書部分開示決定に係る決定通知書では、会議規則第81条第1項及び第2項がどのように適用されたのかについて一切の記載がない。

イ 同条第2項には「秘密性の継続する限り」との条文があり、これを同条第1項と合わせると、同条は、秘密会の議事は限定された条件下において非公表とする、と意図していることが分かる。この限定された条件以外においては同条第1項の適用外となり、秘密会の議事においても秘密性の継続がなくなった場合には非公表の条件には該当せず、議事を公表することが可能であると解釈するのが自然である。

ウ すなわち、本件請求に対する決定処分は、当該会議録中及び当該報告書内の秘密性の継続が認められる情報のみを非開示情報とし、秘密性の継続が認められない情報は開示するのが本件請求に対する適切な決定処分である。

エ なお、ここで言う秘密性の継続が認められるか否かというのは、当該特別委員会が秘密会で開催されなければならなかった理由、秘密とすべき情報、議事、議事資料、議事範囲、それら各々が本来的に秘密とすべき情報であるのか、その妥当性に求められるものと考えられる。

オ 実施機関が本件請求に対して何らかの決定処分を下すには、当然これらの精査・検証を行い、開示すべき情報と非開示とすべき情報に選別し、本件決定処分を下すものと考えられる。しかしながら、本件決定処分においては、これらの説明が全くなされておらず、会議規則第81条第1項及び第2項のそれぞれの適用状況が不明である。

カ 当該報告書及び当該会議録について、どの部分がどのように会議規則第81条第1項又は第2項に当たるかの十分な精査・検証がなされ、開示可能な情報と非開示とすべき情報が選別された結果であることの痕跡が全く示されていない。

キ また、条例第8条第1項に鑑みれば、当然どの部分が会議規則第81条第1項又は第2項に当たるかを選別し、当該報告書及び当該会議録の全てを非開示とするのではなく、部分的な開示又は非開示とすべきである。しかし、当該報告書及び当該会議録の全てが非開示とされた状況からは、単に当該委員会が秘密会での開催であったことのみを根拠として、委員会条例第19条及び会議規則第81条第1項に該当するとして非開示決定したという疑念を禁じえない。

ク なお、不服申立人は、本件諮問に係る実施機関への公文書開示請求とは別に、平成26年5月28日付けで、多賀城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し選定委員会に係る一切の資料の公文書開示請求を行っており、これに対し教育委員会は平成26年6月5日付け生学第192号で、当該報告書について、「企業信用調査会社の著作物であり、教育委員会は著作権法第18条に定める公表権を有しておらず、法令秘情報に該当する情報である。」として、条例第7条第1号に基づきこれを非開示とする公文書部分開示決定を行った。当該報告書に係る審議が特別委員会において秘密会とされたことについて、このような著作権法上の制約については、当該報告書が著作権法に規定する未公表著作物に該当するという確認がなされなければ適用できるものではなく、当該報告書の内容には、既に報道、決算公告、情報公開等で公になっているものも含まれていると考えられ、これらについては未公表とはいえず、該当する部分においては著作権法の制約は及ばない。

ケ その具体的例として、企業信用調査報告書の内容は、決算等の経営に関する情報のほかに、賞罰等に関する情報もあると推測されることから、そのような情報についても、報道されているものや、ウェブサイト上で一般に公開されている事実については未公表とは言えないはずである。

コ 本件の開示又は非開示は、会議規則第81条第1項の規定及び第2項の例外規定により判断されるべきであり、上記ク及びケのとおり、同条第2項の例外規定である秘密性の継続性が認められない情報については公開すべきである。

サ 以上の理由から、本件公文書部分開示決定はその妥当性が一切不明であるため、このような決定処分は不当である。よって係る処分を取り消し適切に開示されるよう求める。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該報告書については、第34回多賀城市議会東日本大震災調査特別委員会における多賀城市立図書館指定管理者選定の質疑において、議員から、審議に必要な資料として教育委員会に対し提出を求めたものであるが、教育委員会からは、当該報告書は企業信用調査会社に調査を委託し、報告を受けたものであり、同社が定める調査報告書取扱規定において、当該報告書に係る一切の権利は同社に帰属しており、当該報告書の内容を第三者に漏らすことは禁止されているとの回答があったものである。
- (2) このことから、議会内部で協議した結果、当該報告書の審議のみを秘密会とすることとし、改めて特別委員会を開催し、議決の上、全会一致で秘密会により審議することが決定されたものである。
- (3) 以上のことから、当該報告書及び当該会議録については、会議規則第81条の規定を根拠とした法令秘情報として、条例第7条第1号の規定により非開示としたものである。

## 5 当審査会の判断

### (1) 条例第7条第1号の適用について

ア 実施機関は、当該報告書及び当該会議録は、条例第7条第1項に規定する法令秘情報に該当する旨主張していることから、その妥当性について審査する。

イ 当該報告書及び当該会議録は、委員会条例第19条の規定により秘密とされた委員会に係るものである。

ウ 委員会条例において、秘密会に係る規定は同条のほかに存在しないことから、その取扱いについては、委員会条例第30条の「この条例に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、多賀城市議会会議規則の定めるところによる。」という規定により、会議規則によることとなる。

エ 会議規則において、秘密会の議事については、第81条第1項で「秘密会の議事の記録は、公表しない。」と、同条第2項で「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他にもらしてはならない。」と定められている。

オ 当該報告書及び当該会議録は、同条第1項に規定する「秘密会の議事の記録」に該当するものであると認められることから、同項の規定により、公表されないものとなる。

カ これに対し、不服申立人は、上記3(2)イに記載のとおり、同項の規定については、「秘密性の継続する限り」という条件下においてのみ適用されるべき旨主張する。

キ しかし、同条第2項にのみ規定されている「秘密性の継続する限り」という条件を、当該条件が規定されていない同条第1項に適用して同項を解釈するという不服申立人の主張に合理的理由はなく、その主張を採用することはできない。

ク また、不服申立人は、上記3(2)ク、ケ及びコのとおり、秘密性の継続に係る著作権法の解釈についても主張しているが、同項の規定に「秘密性の継続する限り」という条件が存在しない以上、本件公文書部分開示決定については、その主張は、その妥当性を判断するまでもなく、全て失当である。

ケ 以上のことから、当審査会は、実施機関が同条を根拠として条例第7条第1号の規定を適用し本件公文書部分開示決定を行ったことは妥当であると認めるものである。

### (2) 非開示部分の範囲について

ア 上記3(2)キに記載のとおり、不服申立人は、本件公文書部分開示決定は、条例第8条第1項の運用が適切になされておらず、非開示部分が過大である旨を主張している。

イ この点について当審査会は、上記(1)オに記載のとおり、秘密会として審議された内容に関する資料及び会議録の全てを非開示とした実施機関の判断は妥当であると認めるものである。

### (3) よって、前記1記載のとおり、答申する。

以上